

千葉市立小中学校教育環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会事務局及び市長部局相互の連絡調整を図り、千葉市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正な教育環境の確保に資するため、千葉市立小中学校教育環境調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議、検討する。

- (1) 小中学校の敷地内（校舎、運動場等）の使用等に関する事
- (2) その他、小中学校の児童生徒数及び学級数の変動に対する対応方針に関する事

(構成)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は教育委員会事務局教育総務部企画課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表の所属等の長が推薦する者をもって充てる。
- 4 前項に規定する者が会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(書面会議)

第5条 委員長は、必要と認めるときに、書面で委員の意見を聴き、会議に代えること（以下「書面会議」という）ができるものとする。

- 2 委員長は、書面会議の実施にあたり、返信期日を指定し、議案書等を全委員に送付するものとする。
- 3 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- 4 書面会議開催後、委員長は、各委員の意見等を取りまとめ、その結果を、全委員に送付する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

No	区分	所 属 等		備 考
1	教育委員会事務局	教育総務部	企画課	事務局
2			学校施設課	
3		学校教育部	学事課	
4			教育支援課	
5		生涯学習部	生涯学習振興課	
6	こども未来局	こども未来部	健全育成課	